

(2020.2.21 学務課・学生課)

【学生宛周知/さくら連絡網】

(重要) 新型コロナウイルス感染症について

標記のことについて、厚生労働省から添付のとおり通知がありましたので、お知らせします。通知の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」にあるとおり、

①発熱等の風邪症状がみられるときは、学校や会社を休み外出を控える。

②発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

ということを特に心がけてください。

なお、上記の①に該当する場合には、当面今年3月末までの期間は出席停止とします。この期間は欠席になりませんので、治療に専念していただくようお願いいたします。また、休む場合は学務課学務係(高松キャンパス)又は学生課教務係(詫間キャンパス)へ必ず連絡してください。

後日、学務課学務係又は学生課教務係にあります「新型コロナウイルスに係る欠席届」を保護者と連名で提出してください。